



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

516	平成26年度地籍調査事業計画	(地域政策課).....	1
517	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	5
518	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	6
519	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	6
520	"	(").....	7
521	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	7
522	"	(").....	7
523	指定障害児通所支援事業者の変更	(障害福祉課).....	7
524	応急入院指定病院の指定	(").....	8
525	紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	8
526	平成26年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課).....	8
527	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	10
528	保安林の指定	(").....	10
529	公共測量の終了	(技術調査課).....	11
530	"	(").....	11
531	道路の区域変更	(道路保全課).....	11
532	道路の供用開始	(").....	11
533	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12

○ 正誤

平成26年4月11日付け和歌山県報第2546号目次中	12
平成26年4月11日付け和歌山県報第2546号公安委員会告示中	12

告 示

和歌山県告示第516号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により平成26年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行う者の名称

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村及び串本町

2 調査地域

別表参照

3 調査期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

別表

郡市名	町村名	調査地域名
和歌山市		冬野の一部 朝日の一部 鳴神の一部 井辺の一部 神前の一部 築港 1 丁目の一部 築港 2 丁目の一部 築港 3 丁目の一部 築港 4 丁目の一部 築港 5 丁目の一部 築港 6 丁目の一部 湊の一部 西浜の一部 六十谷の一部 直川の一部 毛見の一部 吉原の一部 広原の一部 園部の一部 加太の一部 西庄の一部 田尻の一部
海南市		東畑の一部 鳥居 野尻の一部 別院の一部 赤沼 海老谷 築地 名高の一部 日方の一部 井田の一部
橋本市		隅田町中下 恋野の一部 胡麻生の一部 中道の一部 慶賀野の一部 谷奥深の一部 菖蒲谷の一部 山田の一部 賢堂の一部 向副の一部 横座の一部
有田市		新堂の一部 千田の一部 星尾の一部 初島町里の一部 箕島の一部 港町の一部 初島町浜の一部
御坊市		湯川町富安の一部 塩屋町北塩屋の一部 塩屋町南塩屋の一部

田辺市		新庄町の一部 文里二丁目の一部 秋津川の一部 上芳養の一部 伏菟野の一部 江川の一部 龍神村宮代の一部 龍神村甲斐ノ川の一部 龍神村安井の一部 中辺路町近露の一部 中辺路町大内川の一部 中辺路町大川の一部 中辺路町西谷の一部 和田の一部 熊野の一部 竹ノ平 本宮町久保野の一部 本宮町大居の一部 本宮町三越の一部 本宮町高山の一部
新宮市		佐野の一部 木ノ川の一部 西屋敷の一部 宮井の一部 四滝の一部 あげぼのの一部 王子町三丁目の一部 熊野地一丁目の一部 熊野地二丁目の一部 蓬莱一丁目の一部 清水元の一部 松山の一部
紀の川市		打田の一部 窪の一部 東大井の一部 久留壁の一部 中津川の一部 粉河の一部 北志野の一部 平野の一部 竹房の一部 黒土の一部 広野 北勢田の一部 上鞆渕の一部 下鞆渕の一部 切畑の一部 桃山町大原の一部 桃山町脇谷 桃山町黒川の一部 桃山町野田原の一部
岩出市		荊本 中迫の一部 紀泉台
海草郡	紀美野町	上ヶ井の一部 松ヶ峯の一部 田の一部 中の一部

		谷の一部 滝ノ川の一部 毛原下の一部 毛原宮の一部
伊都郡	かつらぎ町	大字東谷の一部 大字志賀の一部 大字萩原の一部 大字笠田中的一部分 大字笠田東の一部 大字上天野の一部 大字下天野の一部 大字平の一部 大字星川の一部 大字花園新子的一部分 大字花園中南的一部分 大字花園久木的一部分 大字広口の一部 大字東浜田の一部
	九度山町	大字北又の一部 大字中古沢の一部 大字東郷の一部 大字上古沢の一部
	高野町	大字高野山の一部 大字細川の一部 大字南の一部
有田郡	湯浅町	大字山田の一部
	広川町	大字下津木の一部 大字上津木の一部 大字広の一部
	有田川町	大字日物川の一部 大字境川の一部 大字久野原の一部 大字大菌 大字大西 大字延坂の一部 大字中 大字中峯の一部 大字宇井苔の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字二川の一部 大字沼谷の一部 大字粟生的一部分 大字中原の一部
日高郡	美浜町	大字三尾の一部 大字吉原の一部
	由良町	大字畑の一部 大字里の一部
	印南町	大字印南原の一部 大字古井の一部 大字美里の一部 大字川又の一部 大字西ノ地的一部分 大字櫻川の一部
	みなべ町	西岩代の一部

		清川の一部 徳蔵の一部
	日高川町	大字高津尾の一部 大字小熊の一部 大字山野の一部 大字平川の一部 大字玄子の一部 大字高津尾川の一部 大字下田原の一部 大字姉子の一部 大字弥谷の一部 大字初湯川の一部 大字寒川の一部 大字蛇尾の一部 大字原日浦の一部 大字西原の一部 大字三十井川の一部 大字上初湯川の一部
西牟婁郡	白浜町	日置の一部 椿の一部 庄川の一部
	上富田町	生馬の一部 市ノ瀬の一部 岡の一部
	すさみ町	里野の一部 太間川の一部 佐本平野の一部 佐本根倉の一部 小河内の一部 周参見の一部
東牟婁郡	那智勝浦町	大字二河の一部 大字八尺鏡野の一部 大字中里の一部 大字浦神の一部 大字北浜一丁目
	古座川町	高池の一部 鶴川の一部 佐田の一部 添野川の一部
	北山村	大字大沼の一部
	串本町	鬮野川の一部 伊串の一部 和深の一部 田原の一部

和歌山県告示第517号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年6月2日まで縦覧に供する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年4月1日

2 名称

特定非営利活動法人恵み

3 代表者の氏名

井上加恵

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島375番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、末期癌や難病・進行性疾患等により通常生活継続が困難になられた方に対して、安心して臨む場所で臨むように生を全うすることができるために、様々な職種やボランティアの役割をコーディネートし、地域のかかりつけ医と協力しながら、在宅終末期患者とその家族を支援する事業を行い、もって在宅終末期医療福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第518号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年6月9日まで縦覧に供する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年4月8日

2 名称

特定非営利活動法人虹心の会

3 代表者の氏名

堀照子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市手平三丁目12番19号

5 定款に記載された目的

この法人は、一般雇用等一般的な就労がむつかしく、生活面での支援も必要と認められる視覚障害者をはじめとする障害者（以下「視覚障害者等」という。）に対し、職業能力及び技術の維持、向上を図るための訓練並びに雇用の場を確保するとともに、日常生活面での支援を行い、視覚障害者等の職業面及び日常生活面での自立に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

有薬 34-26	タオ薬局	有田郡湯浅町吉川51-41	平成 26.4.1
-------------	------	---------------	--------------

和歌山県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西医 156-26	白浜さかた診療所	西牟婁郡白浜町3715-48	平成 26.4.15

和歌山県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30716012 35	社会福祉法人昭仁会 双苑	特別養護老人ホーム ハートケア万笑ショ ートステイサービス センター	有田郡有田川町大字奥 1026番1	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 26.4.1	平成 32.3.31

和歌山県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30725008 73	社会福祉法人申本福 社会	ショートステイ上野 山にしき園	東牟婁郡申本町津荷29 番2	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 26.4.1	平成 32.3.31

和歌山県告示第523号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3050100381	特定非営利活動法人クロネット	児童発達支援	事業所の所在地	和歌山市栄谷256-9	和歌山市松江中3-7-10	平成26.2.1
		放課後等デイサービス	事業所の所在地及び定員	和歌山市栄谷256-9 定員10名	和歌山市松江中3-7-10 定員20名	
3050100530		保育所等訪問支援	事業所の所在地	和歌山市栄谷256-9	和歌山市松江中3-7-10	

和歌山県告示第524号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定した。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定期間
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町大字庄31	平成26年4月1日～平成29年3月31日
国保日高総合病院	御坊市菌116番地の2	平成26年4月1日～平成29年3月31日
医療法人郷の会紀の郷病院	伊都郡九度山町九度山113-6	平成26年4月1日～平成29年3月31日
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25番1号	平成26年4月1日～平成29年3月31日

和歌山県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第 526 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条の規定により、平成 26 年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月13日	日	正午	打田生涯学習センター	紀の川市西大井363
7月13日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月13日	日	正午	東牟婁振興局	新宮市緑ヶ丘2-4-8

8月24日	日	正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
8月24日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、住所地を管轄する振興局農業振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 7月13日（日）実施試験については、6月2日（月）から同月20日（金）まで

(2) 8月24日（日）実施試験については、7月16日（水）から8月8日（金）まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町水上字新屋448の8
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字中増3473の1、字小松尾3531
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中増3473の1（次の図に示す部分に限る。）、字小松尾3531（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第529号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき橋本市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年12月16日から平成26年3月14日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市の一部

和歌山県告示第530号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき東牟婁振興局串本建設部長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年5月26日から同年9月24日まで
- 3 作業地域 西牟婁郡すさみ町の一部、東牟婁郡古座川町の一部及び東牟婁郡串本町の一部

和歌山県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町岡字奈良目10 9番1地先から同町岡字籐り谷21 8番2地先まで	旧	7.10 } 12.20	105.30	
同上	新	12.20 } 14.70	105.30	

和歌山県告示第532号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町岡字奈目良109番1地先から同町岡字篝り谷218番2地先まで

供用開始の期日 平成26年4月18日

和歌山県告示第533号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3235	岩出市宮字橋43番3、43番5、44番2の一部、45番1の一部及び水路	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 26.4.7	6.00	124.70
				6.23	
				6.00	58.35

正 誤

正 誤

平成26年4月11日付け和歌山県報第2546号目次中

ページ	行目	誤	正
1	下から18	1 警備員指導教育責任者講習の実施	7 警備員指導教育責任者講習の実施

正 誤

平成26年4月11日付け和歌山県報第2546号公安委員会告示中

ページ	行目	誤	正
9	上から17	和歌山県公安委員会告示第1号	和歌山県公安委員会告示第7号